

令和6年第1回
宮崎県東児湯消防組合議会定例会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員	2
会議に付した事件・出席議員・欠席議員	2・3
説明員・総務課職員	3
開会	3
会議録署名議員の指名について	4
会期の決定について	4
議案上程・提案理由説明（同意第1号）	4
質疑・採決（同意第1号）	5
議案上程・提案理由説明（議案第1号～議案第7号）	5～7
詳細説明	8～16
質疑・討論・採決（議案第1号～議案第7号）	16～20
閉会	21

会期及び審議日程

日 次	月 日	曜 日	摘 要
第 1 日	2 月 2 7 日	火曜日	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程（同意第 1 号） 提案理由説明 質疑・採決 議案上程（議案第 1 号～議案第 7 号） 提案理由説明 詳細説明 質疑・討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第1号

令和6年第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

宮崎県東児湯消防組合

管理者 小 嶋 崇 嗣

1 期 日 令和6年2月27日（火）午後2時

2 場 所 宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員（10名）

1 番 永友 良和	2 番 田中 基義
3 番 阿萬 誠郎	5 番 揖斐 兼久
6 番 甲斐 政治	7 番 中竹 義一
8 番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

令和5年2月27日 午後2時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 同意第1号 識見を有する監査委員の選任について

日程第4 議案第1号 宮崎県東児湯消防組合負担金条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第5号 宮崎県東児湯消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第6号 令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第7号 令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算

○出席議員（１０名）

１番 永友 良和	２番 田中 基義
３番 阿萬 誠郎	５番 揖斐 兼久
６番 甲斐 政治	７番 中竹 義一
８番 河野 浩一	１０番 内藤 逸子
１１番 三輪 隆之	１２番 勝目 文明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …………… 小嶋 崇嗣	副管理者 …………… 出口 敏彦
副管理者 …………… 黒木 敏之	副管理者 …………… 半渡 英俊
副管理者 …………… 坂田 広亮	
消防長 …………… 瀬川 幸一郎	消防次長 …………… 河野 辰己
総務課長 …………… 河野 哲	消防署長 …………… 福屋 光之郎
予防課長 …………… 清水 剛	警防通信課長 …… 松尾 拓哉

○総務課出席職員職氏名

総務課長補佐 …………… 田牧 利文
総務課庶務係長 …………… 長友 剛

開会 午後２時００分

議長 阿萬 誠郎

ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議長 阿萬 誠郎

議事日程について、おはかりいたします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。

この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定いたしました。

議長 阿萬 誠郎

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において5番 揖斐 兼久 議員及び10番
内藤 逸子 議員を指名いたします。

議長 阿萬 誠郎

日程第2 会期の決定について を議題といたします。おはかりします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 阿萬 誠郎

日程第3 同意第1号「識見を有する監査委員の選任について」を議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

本日は、令和6年第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただ今上程いただきました、同意第1号「識見を有する監査委員の選任について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、識見を有する監査委員、都農町監査委員の古吉 信生 氏から一身上の都合により、3月末日をもって退職したい旨の届出があり、退任されますので、後任として新富町監査委員の 坂東 啓男 氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、略歴につきましては、お手元に配布しておりますので、よろしくご審議を賜り、ご同

意いただきますようお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。同意第1号について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

おはかりします。同意第1号は、人事に関する案件でありますので、討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〈意義なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

意義なしと認めます。

よって同意第1号は討論を省略し、採決いたします。

同意第1号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

議長 阿萬 誠郎

日程第4 議案第1号「宮崎県東児湯消防組合負担金条例の一部を改正する条例について」

日程第5 議案第2号「宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第6 議案第3号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第7 議案第4号「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

日程第8 議案第5号「宮崎県東児湯消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」

日程第9 議案第6号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第3号）」

日程第10 議案第7号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」

の7議案を一括して議題といたします。

議長 阿萬 誠郎

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

それでは、議案第1号から議案第7号の7議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号は「宮崎県東児湯消防組合負担金条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、地方交付税法第15条の規定により構成各町に交付される特別交付税を最大限有効活用するために、その特別交付税を徴収できるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第2号は「宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、前回の改正から46年が経過しており、その後の経済情勢を勘案し、議長、副議長及び議員の報酬をそれぞれ増額する内容として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第3号は「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案も前案と同様、経済情勢に応じて、管理者、副管理者の給料をそれぞれ増額する内容として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第4号「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第5号「宮崎県東児湯消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第6号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第3号）」につい

てであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,494万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,553万3千円にするものであります。

補正内容をご説明いたしますと、歳入につきましては、「繰入金」を減額し、「組合債」を増額しようとするものであります。

また、歳出につきましては、「光熱水費」を減額し、「公債費」を増額しようとするものであります。

次に、議案第7号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」についてであります。

当消防組合におきましては、多様な消防行政の需要に対しまして的確に対応していくことが求められていることから、国の方針に則り、消防防災体制の強化充実を図るため、国、県及び構成各町の動向を十分に留意しつつ、限られた財源を効果的に運用するため、経費節減にも配慮しながら、必要最小限の経費を盛り込んで、新年度一般会計予算の編成を行ったところであります。

その結果、令和6年度の歳入歳出予算の総額は、11億6,599万6千円となり、前年度当初予算に対して、5,803万7千円の増で、前年比5.24%の増となっております。

歳入の主なものは、構成町からの負担金であります。

前年度当初予算に対して0.51%減の10億449万3千円を計上し、歳入総額の86.15%となっております。

また、歳出の主なものは、予算総額の69.3%を占める人件費でありまして、前年度当初予算に対しまして6.78%増の、8億804万円を計上いたしました。

なお、消防組合の歳出予算は殆どが経常的経費となっておりますが、臨時的経費の主なものとして、消防本部庁舎省エネ改修事業及び、小型動力ポンプ付水槽車整備事業を盛り込んだところでございます。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

議長 阿萬 誠郎

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 瀬川 幸一郎

議長 消防長

議長 阿萬 誠郎

消防長

消防長 瀬川 幸一郎

それでは、議案第1号から議案第7号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第1号「宮崎県東児湯消防組合負担金条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、改正内容をご説明いたします。

この表は左側が改正後、右側が改正前でございまして、条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

新旧対照表につきましては、他の議案においても、同様でございますのでよろしくお願いいたします。

まず、現行の第2条の第1号と第2号の順番を改正案では入れ替えております。

第2号に主体的な内容が記載しておりましたので、分かり易く第1号に入れ替えたもので、その内容については字句の修正はあるものの変更はございません。

次に改正案の第2号を見ていただきますと、特別交付税についての条文でございますが、現在、当消防組合におきまして、特別交付税の対象となる事業は、「高速自動車国道における救急業務」と「防衛施設周辺整備事業いわゆる防衛省補助を活用した整備事業」の2事業がございました。

このうち「高速自動車国道における救急業務」の特別交付税につきましては、条例によりすでに負担金に含めてもらっているところでございますが、「防衛施設周辺整備事業」の特別交付税は負担金に含まれておりませんので、負担金に含めていただきたく改正しようとするものでございます。

その理由といたしましては、防衛施設周辺整備事業を活用していくうえで、補助金を充てた残りの費用につきましては、緊急防災減災事業債のような有利な地方債が無い場合は、その事業に係る特別交付税を有効活用することが経済的でありまして、構成町の財政負担の軽減にも繋がるところでございます。

この方法を活用するにあたりましては、一時的に一般財源を多く用いる必要がありますことから、その補填としまして構成町に交付される特別交付税を組合の負担金内に含めてもらおうとするものです。

このことで新たに各町の財政負担が生じるものではありません。

有効活用することにより、財源の確保につながるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第2号「宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議員の報酬につきましては、昭和52年に改定がなされて以来、46年間にわたり見直しが行われないまま現在に至っておりますので、今回、現在の社会・経済情勢や財政状況等を勘案し改正をしようとするものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、改正内容をご説明いたします。

新旧対照表の第2条でございますが、議長の報酬月額を3,500円から7,000円に、副議長の月額を3,300円から6,600円に、議員の月額を3,000円から6,000円に引き上げようとするものです。

令和6年4月1日からの施行を予定しています。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第3号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

管理者等の給与につきましても議員の報酬と同様に、昭和52年に改定がなされて以来、46年間にわたり見直しが行われていませんでしたので、今回、現在の社会・経済情勢や財政状況等を勘案し改正をしようとするものでございます。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、改正内容をご説明いたします。

別表のとおり、管理者の給料月額を10,000円から30,000円に、副管理者の給料月額を8,000円から16,000円に引き上げようとするものです。

なお、管理者におきましては副管理者と比較しまして、その職責・職務の度合いが大きいことから、引き上げ額に反映させております。

この条例についても、令和6年4月1日からの施行を予定しております。

以上で、議案第3号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第4号「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能となったことに伴いまして、県及び構成町に準じて勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、改正内容をご説明いたします。

まず第1条関係 宮崎県東児湯消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございますが、1頁から3頁にわたりまして、フルタイム、パートタイムどちらの会計年度任用職員につきましても勤勉手当が支給できるよう、必要な条文等を追加したものでございます。また、併せまして、フルタイム会計年度任用職員の期末手当にかかる条文について構成町に準じた形に整理をしております。

続きまして、4頁をお開き下さい。

第2条関係 宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例でございますが、育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給に関連して、条文のうち会計年度任用職員を除く規定を削除するものでございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第5号「宮崎県東児湯消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、危険物施設に係る許可に関する手数料の標準額が一部改正となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、ご説明いたします。

今回の改正は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が対象でございますが、非常に規模が大きく特殊なものでございまして、管内には設置されておられません。近くでは宮崎港に設置がございました。

改正箇所につきましては、アンダーラインに示したとおり、手数料がそれぞれ増額となっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第5号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第6号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明いたします。

予算書とは別に横長のA3用紙で「令和5年度補正予算(第3号) 編成資料」をお手元に配布しておりますので、これでご説明させていただきます。併せてA4用紙縦長の令和5年度補正予算(第3号)説明資料もご覧ください。

補正予算書の後に添付しておりますので、お開き下さい。

この編成資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に左側の「歳入」についてでございますが、表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次に「補正前の額」、「補正額」、「計」、その次が「備考」となっております。

なお、最後に「補正予算書の頁数」を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」の欄でございますが、「補正前の額」11億2,059万3千円から1億6,494万円増額いたしまして、予算総額を12億8,553万3千円とするものでございます。

次にその内訳を変更となるものについて、ご説明いたします。

まず、「7の繰入金」でございますが、歳入、歳出の差異を財政調整基金からの繰入金で調整しようとするもので、76万1千円減額しようとするものでございます。

次に、「10の組合債」でございますが、主な理由としまして平成26年度の川南分遣所及び都農分遣所の建設時に借入しました組合債について、より金利の低いものに借換えを行うもので、1億6千570万1千円を増額しようとするものでございます。

なお、この借換えにより、総返済額を約1,120万円減らすことができる見込みでございます。

以上で「歳入」についてのご説明を終わります。

続きまして、右側の表の「歳出」について、ご説明いたします。

表の構成は、先ほどの「歳入」の表とほぼ同様でございます。

それでは、まず表の一番下の「歳出合計」の欄でございますが、先ほど「歳入」の表でご説明いたしましたように、「補正前の額」11億2,059万3千円から1億6,494万円増額いたしまして、予算総額を12億8,553万3千円にしようとするものでございます。

次に、その内訳を変更となるものについてご説明いたします。

まず、「3の消防費」でございますが、「①の常備消防費」の「10の需用費の光熱水費」について、電気料の特別措置の値下げにより100万円を減額するものでございます。

次に、「4の公債費」の「①元金」でございますが、「歳入」の「組合債」でご説明しましたとおり、組合債の借換えに伴い、繰上げ償還を行うもので、1億6千589万2千円増額しようとするものでございます。

続きまして補正予算書の一部をご説明させていただきます。

補正予算書の3頁をお開きください。

第2表の「債務負担行為」でございますが、こちらに記載の事業については、新年度に予定している消防本部庁舎省エネ改修事業でございます。内容につきましては、脱炭素化推進事業債を活用しまして20年が経過した空調設備の全改修及び照明のLED化などの省エネを見こ

した改修を行うものでございます。なお、事業行程の兼ね合いにより、今年度から準備を始める必要があることから、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

次に4頁をお開き下さい。

第3表の「地方債の補正」でございますが、これは、先程ご説明いたしました組合債の借換えに伴い補正をしようとするものでございます。

以上で、議案第6号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第7号の「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」についてご説明いたします。

はじめに、予算書とは別にA3の横長の用紙で「令和6年度予算編成資料」をお手元に配布しておりますので、まずこれでご説明いたします。

予算書の後に添付しておりますので、お開き下さい。

この資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に左側の「歳入」についてでございますが、表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次が「当初予算額」、その右が「対前年度当初増減額」、そして「増減率」、その右が「構成比」となっておりまして、一番右端に「前年度の当初予算額」を記載しております。

それでは、表の一番下の欄の「歳入合計」でございますが、令和6年度の当初予算額を11億6,599万6千円といたしました。これは、前年度の当初予算額より5,803万7千円の増額でございまして、対前年度当初比で5.24%の増となっております。

次に、各歳入科目について、ご説明いたします。まず、表の一番上の「1の分担金及び負担金」でございますが、構成各町からの負担金を10億449万3千円計上いたしました。

この中には特別交付税が含まれておりまして、先ほど、改正の提案をしております負担金条例に基づき、防衛省補助に係る特別交付税、そして高速自動車国道における救急業務に係る特別交付税の額を含めております。

一方で昨年度、新型コロナウイルス感染症対策のためにいただいた臨時負担金が皆減となりましたので、前年度と比較しますと518万3千円、0.51%の減となっております。

また、構成比の欄の括弧書きの中には、各町の負担割合を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に「2の使用料及び手数料」でございますが、前年の実績から1万7千円減額し、121万6千円を計上しました。

次の「3の国庫支出金」でございますが、2,468万9千円を計上いたしました。これは、小型動力ポンプ付水槽車の更新整備を予定しておりまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業での補助金を計上しました。

前年度は高規格救急車の更新整備に防衛省補助を計上していましたので、前年度と比較しますと493万円、24.95%の増となっております。

続いて、「4の県支出金」でございますが、72万8千円を計上いたしました。これは、防火衣、防火長靴及び消防用ホースの整備に伴う県の補助金でございます。

次の「5の財産収入」でございますが、過去の実績から6千円を計上いたしました。

次に「6の寄附金」でございますが、一般寄附金及び消防費寄附金各1千円の2千円を計上しました。

次に「7の繰入金」でございますが、財政調整基金からの繰入金を前年度より1,010万4千円、50%の増の3,031万1千円を計上いたしました。

次の「8の繰越金」でございますが、令和5年度一般会計から令和6年度一般会計への繰越金500万円を計上いたしました。

続いて、「9の諸収入」でございますが、前年度より114万8千円増の1,305万1千円を計上いたしました。これは、主に高速自動車国道における救急業務実施に対し、西日本高速道路株式会社から支払われる支弁金、及び宮崎県防災救急航空隊に派遣している職員の人件費に対し、当該の運営連絡協議会から当消防組合へ支払われる還付金でございます。

最後に、「10の組合債」でございますが、8,650万円を計上いたしました。これは、小型動力ポンプ付水槽車の更新による整備事業及び消防本部庁舎省エネ改修事業にかかる起債でございます。

続きまして、資料の右側の「歳出」についてでございますが、表の構成は、先ほどの「歳入」と、ほぼ同様でございます。

なお、この表は「歳出」を性質別に区分して計上いたしておりますが、目的別歳出の詳細につきましては、後ほど予算書の方でご説明いたします。

それでは最初に、表の一番下の「歳出合計」でございますが、歳入と同じく当初予算額を11億6,599万6千円といたしました。

前年度の当初予算額より5,803万7千円の増でございます。

それでは、性質別の内訳につきまして、表の上の方からご説明いたします。

まず、「1の人件費」でございますが、8億804万円を計上いたしました。これは、前年度と比較しますと5,133万8千円、6.78%の増となっておりますが、この主な理由は、給与改定及び定期昇給並びに職員数の増により給与、共済費が増額となったものです。

なお、職員数にあつては、新規採用職員4名・退職者1名を予定しておりまして、3名の増員を見込んでおります。また、新規採用職員の1名は当消防本部初の女性消防吏員の予定でございます。

次に、「2の物件費」でございますが、9,410万6千円を計上いたしました。前年度と比較しますと45万6千円、0.49%の増となります。

内訳としましては、増額分として新規採用職員の消防学校入校費、例規システムの導入及びノートパソコン更新事業がございます。減額分として新型コロナウイルス感染症対策資機材購入費の減、電気料の値下げなどがございます。

次に、「3の維持補修費」でございますが、6,429万7千円を計上いたしました。前年度と比較しますと3,223万5千円、100.54%の増となります。主な理由としまして、増額分として先ほどご説明いたしました消防本部庁舎省エネ事業5,947万円がございます。減額分として前年度の事業であります高機能消防指令システム更新事業2,838万6千円がございます。

次に、「4の扶助費」でございますが、科目設定の1千円でございます。

次に、「5の補助費等」でございますが、663万5千円を計上いたしました。前年度と比較しますと9万6千円、1.43%の減となります。主な理由でございますが、新年度車検を受ける大型車両の台数の減少に伴う、自動車重量税印紙代の減額によるものでございます。

続いて、「6の公債費」でございますが、1億2,753万8千円を計上いたしました。前年度と比較しますと5,224万円、29.06%減となります。主な理由ですが、増額分としては前年度の高規格救急自動車整備事業の償還開始によるものがございます。減額分としましては、新富分遣所庁舎建設や救助工作車整備事業等に係る組合債の償還終了、及び補正予算の際にご説明いたしました組合債の借換えに伴う措置によるものでございます。

次に、「7の積立金」でございますが科目設定のため1千円としております。

続いて、「8の普通建設事業費」でございますが、6,437万8千円を計上しました。前年度と比較しますと2,634万4千円、69.26%増となります。増額分としては小型動力ポンプ付水槽車の更新整備によるものでございます。減額分としましては、前年度の高規格救急自動車整備事業によるものでございます。

最後の「9の予備費」につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

以上で、「予算編成資料」での説明を終わらせていただきます。

続きまして、お手元の「令和6年度宮崎県東児湯消防組一般会計予算書」でご説明いたします。

それでは、まず、「歳入歳出予算事項別明細書」で、ご説明申し上げたいと思いますので、6頁をお開きいただきたいと思います。

ここは、「歳入」の「総括表」でございますが、「歳入」につきましては、先ほどの予算編成資料での説明と重複いたしますので、割愛いたしまして、次の頁、7頁の「歳出」の方をご説明

いたします。

当消防組合は、歳出の款を五つ設けておりまして、新年度予算額を「議会費」８３万３千円、「総務費」７，０６６万円、「消防費」９億６，５９６万５千円、「公債費」１億２，７５３万８千円、「予備費」１００万円の歳出合計１１億６５９９万６千円といたしました。

なお、前年度との「比較」及び「財源の内訳」につきましては、右の方に記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、「歳出予算」を科目別に、前年度と比較して増減の大きい、主なものをご説明申し上げます。

２３頁をお開き下さい。「総務費」をご説明いたします。

まず、２３頁の目の欄の「一般管理費」でございますが、前年度と比較いたしまして、４９８万９千円増の７，０４４万７千円を計上いたしております。

これは、主に、会計年度任用職員１名の増員及び管理者、会計年度任用職員の給与改定によるものでございまして、２３頁の節の欄の「１の報酬」「２の給料」「３の職員手当等」「４の共済費」などが増額となっております。

続きまして、２９頁以降の「消防費」に移りたいと思います。

まず、２９頁の目の欄の「常備消防費」でございますが、新年度は、８億２，９６４万９千円を計上いたしました。

これは、前年度と比較いたしまして、４，７８６万２千円の増となっております。

主なものについて、説明をいたします。

まず、２９頁の節の欄の一番上の「２の給料」でございますが、これは一般職員の給料でございます。３名の職員増、他、給与改定及び定期昇給等により２，１１６万５千円の増となっております。

次に、その下の「３の職員手当等」でございますが、職員の増、給与改定及び定期昇給に伴う時間単価の増により、１，４９３万６千円の増となっております。

次に、３０頁の一番上の「４の共済費」でございますが、職員の増、給与改定及び共済負担金財源率の改定に伴い、１，０１９万８千円の増となっております。

次に、「８の旅費」でございますが、新規採用職員の消防学校入校費等により、２４４万２千円の増となっております。

次に、３１頁をお開きください。

「１１の役務費」でございますが、防火服のクリーニング手数料および例規システム導入手数料、ノートパソコン設置手数料等の増加により１０６万３千円の増となっています。

次に、３２頁の「１３使用料及び賃借料」でございますが、財務会計システム使用料および

ノートパソコン賃借料等の増加により１１７万６千円の増となっています。

次に、３３頁をお開きください。

中段の「１７の備品購入費」でございますが、昨年度は感染症対策機材の整備を目的に増額しておりましたので、その分が減額となり２８９万円の減となっております。

以上が常備消防費でございますが、職員の給与につきましては、この予算書の末尾に添付いたしております給与費明細書に詳しく記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

続いて、３５頁をお開き下さい。

ここからは、消防施設費でございますが、今年度は１億３，６３１万６千円を計上いたしました。

これは、前年度と比較いたしまして、７，９２５万円の増となっております。

まず、３５頁の「１０の需用費」でございますが、消防本部庁舎省エネ改修事業等により、３，０４６万５千円の増となっております。

次に、３６頁の「１７の備品購入費」でございますが、小型動力ポンプ付水槽車整備事業により、６，４３７万５千円を計上いたしました。

以上で、「消防費」について、ご説明を終わらせていただきます。

続いて、３７頁の「公債費」でございますが、「元金」は１億２，２１１万９千円で、５，００７万７千円の減となっております。

減額理由については、先程、編成資料ご説明させていただいた通りでございます。

次の利子につきましては５４１万９千円で、２１６万３千円の減となっておりますが、これは、元金が減少したことに伴うものでございます。

次に、３８頁の「予備費」であります。前年度と同額の１００万円を計上いたしました。

以上で、議案第７号「令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算案」の詳細説明を終わらせていただきますが、お手元に補足資料といたしまして、「議案第７号資料①令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算説明資料」、「議案第７号資料②令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算事業一覧」、及び「資料③令和６年度予算 性質別歳出内訳」、そして、「令和５年中の火災・救急・救助統計」をお配りいたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上で、議案第１号から議案第７号の説明を終わらせていただきます。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

これより議案第１号から議案第７号について、質疑を行います。

まず、議案第1号「宮崎県東児湯消防組負担金条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第2号「宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第3号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第4号「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第5号「宮崎県東児湯消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第6号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第3号）」について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第7号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより議案第1号から議案第7号について、討論・採決を行います。討論・採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第1号「宮崎県東児湯消防組負担金条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第1号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第2号「宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

1 番 永友 良和

議長 1 番

議長 阿萬 誠郎

1 番

1 番 永友 良和

議案第 2 号「宮崎県東児湯消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論いたします。

これについては、上げる事について賛成なんです、議長と副議長の報酬をもう少し上げてあげてはどうかと。

議員は 3,000 円から 6,000 円で構わないと思うのですが、議長の 7,000 円と副議長の 6,600 円は今後もう少し、例えば議長は 10,000 円、副議長は 7,000 円か 8,000 円ということで上げて頂くことを検討してもらってお願いして、賛成の討論と致します。

議長 阿萬 誠郎

反対討論ございませんか。

採決いたします。

議案第 2 号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第 3 号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第 3 号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第4号「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第4号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第5号「宮崎県東児湯消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第5号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第6号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第3号）」について、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第6号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第7号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」について、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第7号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

以上を持ちまして、本日の全日程が終了しました。

これをもって、本日の第1回定例会を閉会いたします。

午後2時50分 閉会
